

津幡町告示第 6 2 号

津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金交付要綱（令和 4 年津幡町告示第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

第 5 条各号列記以外の部分を次のように改める。

補助対象費用及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に石川県飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱に定める 1 頭あたりの補助上限額を加えた額又は不妊・去勢手術に要した費用の額のいずれか低い額とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。